

公立大学法人神戸市外国語大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第34号

公立大学法人神戸市外国語大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人神戸市外国語大学の業務運営等に関する規則（平成19年3月規則第94号）の一部を次のように改正する。

第6条から第8条までを削り、第5条を第7条とし、第2条から第4条までを2条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の2条を加える。

（監査報告の作成）

第2条 法第13条第4項の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 法人の役員（監事を除く。以下この条において同じ。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 法人の子法人（法第13条第7項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役，会計参与，執行役，業務を執行する社員，会社法（平成17年法律第86号）第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

(3) 前2号に掲げる者のほか，監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は，監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は，その職務の遂行に当たり，必要に応じ，法人の他の監事，法人の子法人の監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

（監事の調査の対象となる書類）

第3条 法第13条第6項第2号に規定する規則で定める書類は，法，地方独立行
政法人法施行令（平成15年政令第486号）及びこの規則の規定に基づき市長に
提出する書類とする。

第9条を第8条とし，第10条を第9条とし，同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の作成）

第10条 法第34条第2項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には，次
に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 次に掲げる法人に関する基礎的な情報

ア 目標，業務内容，沿革，設立に係る根拠法，組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

エ 在学する学生の数

オ 役員の名，役職，任期，担当及び経歴

カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

キ 非常勤職員の数

(2) 財務諸表の要約

(3) 次に掲げる財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

(4) 次に掲げる事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業に関する事項

3 事業報告書には、法第27条第1項に規定する年度計画に記載された予算及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付しなければならない。

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改める。

第14条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改める。

第17条の次に次の3条を加える。

(内部組織)

第18条 法第56条の2第1号に規定する規則で定める離職前5年間に在職していた法人の内部組織は、現に存する学長の直近下位の内部組織として市長が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた学長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行の日以後のものに限る。）として市長が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第19条 法第56条の2第2号に規定する規則で定める管理又は監督の地位は、神戸市職員の退職管理に関する規則（平成28年4月人事委員会規則第7号）第22条各号に規定する職に相当するものとして市長が定めるものとする。

(業務実績等報告書)

第20条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。